議案第84号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和3年11月15日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の123の2の項を次のように改める。

1230	長期優	次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住	認定
2 長期	良住宅	宅が一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	申請
優良住	建築等	の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときはアの(ア)の(1)又はアの(イ)の	のと
宅の普	計画認	(1) に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときはイの(ア)の(1)又	き。
及の促	定申請	はイの(イ)の(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条	
進に関	手数料	第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項又は92	
する法		の3の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合に	
律 (平		おいては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建	
成20		築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基に	
年法律		つき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	
第87		ア 住宅を新築しようとする場合 次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分並びに当該申請に係	
号)第		る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額	
6条第		(ア) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の	
1項の		2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	
規定に		(1) 100平方メートル以内のもの 7,100円	
基づく		(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 13,000円	
長期優		(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 22,000円	
良住宅		(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 32,000円	
建築等		(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 57,000円	
計画の		(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 94,000円	
認定の		(イ) (ア) 以外の場合	
申請に		(1) 100平方メートル以内のもの 52,000円	
対する		(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 122,000円	
審査		(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 196,000円	
		(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 386,000円	
		(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 691,000円	
		(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1,188,000円	
		イ 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の (ア) 及び (イ) に掲げる場合の区分並びに	

当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額
(ア) 申請に併せてアの(ア)に規定する書類が提出された場合
(1) 100平方メートル以内のもの 10,000円
(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円
(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 33,000円
(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 47,000円
(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 85,000円
(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 140,000円
(7) 以外の場合
(1) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 183,000円
(3) 500平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 293,000円
(4) 1,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 293,000円
(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 579,000円

(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1,782,000円

別表第1の123の3の項中「まで、」を「まで又は」に改め、「又はアの(ウ)の(1)から(6)まで」を削り、「、アの(イ)の(1)又はアの(ウ)の(1)」を「又はアの(イ)の(1)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同表の123の4の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同項の次に次のように加える。

	ļ j		
1230	認定を	1件につき 2,300円	変更
402	受けた		認定
長期優	長期優		申請
良住宅	良住宅		のと
の普及	建築等		き。
の促進	計画に		
に関す	基づく		
る法律	建築に		
第9条	係る区		
第3項	分所有		
の規定	住宅の		
に基づ	管理者		
く管理	等が選		
者等が	任され		
選任さ	た場合		
れた場	の当該		
合にお	計画の		

ける長	変更認
期優良	定申請
住宅建	手数料
築等計	
画の変	
更の認	
定の申	
請に対	
する審	
査	

別表第1の123の5の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改める。 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画(同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。)の変更の認定の申請に対するこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第1の123の3の項の規定の適用については、同項中「額」の手数料を加えた額)」とあるのは、「額)の手数料を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、長期 優良住宅建築等計画認定申請手数料を改める等の必要がある。